

令和5年度

長崎県交通安全実施計画

令和5年5月

長崎県交通安全対策会議

ま え が き

令和4年中における本県の交通事故の発生状況は、関係機関・団体と連携した交通事故防止の取組の結果、発生件数2,610件(前年比 - 195件)、死者数27人(前年比 - 1人)、負傷者数3,316人(前年比 - 189人)、うち重傷者297人(前年比 - 18人)であり、いずれも前年から減少した。特に死者数は、交通統計が始まって以来最少であり、「第11次長崎県交通安全計画」に掲げた「令和7年度までに年間の交通事故死者数を30人以下、重傷者数を280人以下にする」という目標のうち、死者数については2年連続で達成するに至った。

しかし近年、本県における高齢者の死者数は高い割合で推移し、昨年の高齢者の死者数は19人で、全死者の約7割(70.4%)を占めるなど、3年連続で7割を超えており、高齢者を取り巻く交通事故情勢は依然として厳しく、高齢者を交通事故の被害者・加害者にさせないための諸対策の強力な推進が喫緊の課題である。

交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第3項の規定に基づき策定した「第11次長崎県交通安全計画(令和3年度~令和7年度)」の2年度の計画として令和5年度における県及び指定地方行政機関が講ずべき交通安全の施策を定めるものである。

この計画に基づき令和5年度は、県、指定地方行政機関及びその他の関係機関・団体等がより一層緊密な連携を図りながら、「交通事故のない安全で安心して暮らせる長崎県」を実現するため、「人優先」の交通安全思想や「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」などを基本とした各般の交通安全対策を強力に推進し、「第11次長崎県交通安全計画」に定める「令和7年までに年間の24時間死者数を30人以下、重傷者数を280人以下とすることを目指す。」という目標の達成を図るものとする。

目 次

第1章 道路交通の安全に関する施策	1
第1節 道路交通環境の整備	1
1 道路・交通安全施設等整備事業の推進	1
2 効果的な交通規制等の推進	5
3 総合的な駐車対策の推進	6
4 地域住民と一体となった安全な道路環境の整備	7
5 その他道路交通環境の整備	8
第2節 交通安全思想の普及徹底	11
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	11
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	15
3 交通安全民間団体の育成指導	21
第3節 安全運転の確保	23
1 運転者教育等の推進	23
2 運転管理の改善及び運行管理の充実	26
3 労働条件の適正化及び交通労働災害の防止	27
4 道路交通情報の充実	29
第4節 車両の安全性の確保	36
自動車検査、点検整備及び車両・自転車の安全性の確保	36
第5節 道路交通秩序の維持	38
1 交通指導取締りの強化	38
2 交通事故及び各種交通犯罪捜査の強化	40
3 暴走族対策の強化	41
第6節 救助・救急活動の充実	42
1 救助・救急体制の整備	42
2 救急医療体制の整備	42
3 長崎県防災ヘリコプター活動計画	44

第7節 被害者支援の充実と推進	45
1 無保険車両対策の徹底	45
2 交通事故相談活動の強化	46
3 交通事故被害者に対する援助措置	47
4 交通事故被害者等に対する支援活動の強化	49
第2章 鉄道交通の安全に関する施策	50
第1節 鉄道交通環境の整備	50
1 鉄道施設等の点検と整備	50
2 運転保安設備の整備	51
3 鉄道構造物の耐震性の強化	51
第2節 鉄道の安全な運行の確保	53
1 乗務員及び保安要員の教育の充実と資質の向上	53
2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善	54
3 鉄道交通の安全に関する知識の普及	56
4 気象情報等の充実	57
第3節 救助・救急活動の充実	59
救助・救急体制の充実	59
第3章 踏切道における交通の安全に関する施策	60
第1節 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進	60
1 踏切道の立体交差化	60
2 踏切道の構造改良の促進	60
第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	61
1 踏切保安設備の整備促進	61
2 踏切道の交通規制の強化	61
第3節 踏切道の統廃合の促進	62
踏切道の統廃合の促進	62
第4節 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	62
その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	62

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額																																																																
(交通規制課)	<p>(3) 公安委員会が行う事業</p> <p>令和3年度からの5か年計画である「第5次社会資本整備重点計画」及び「第11次長崎県交通安全計画」に基づき、道路交通環境の整備を推進する。</p> <p>ア 交通信号機</p> <p>未就学児、児童生徒、高齢者及び障害者等を含め、全ての人の安全を確保するため、信号機の新設、高度化を推進するとともに、交通流等の変化に応じて見直しを図り、信号機の合理化を図る。(当初)</p> <table border="0"> <tr> <td>(新規設置)</td> <td>半感応</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>プログラム多段</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>押ボタン</td> <td>1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(改良)</td> <td>プログラム多段系統化</td> <td>8基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>半感応化</td> <td>19基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>プログラム多段化</td> <td>9基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>押ボタン化</td> <td>23基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>視覚障害者用付加装置</td> <td>12基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>音響式歩行者誘導装置</td> <td>6基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(撤去)</td> <td>一灯点滅</td> <td>0基</td> <td>(未確定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>押ボタン</td> <td>0基</td> <td>(未確定)</td> </tr> </table> <p>イ 交通管制</p> <p>幹線道路等の交通の円滑化に資する交通状況に即応した信号制御等を実施するため、交通管制システムの充実・改良を図る。(当初)</p> <table border="0"> <tr> <td>・</td> <td>交通管制センター地域制御機</td> <td>17基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>情報収集装置</td> <td>69基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>情報収集提供装置</td> <td>0基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>交通情報板</td> <td>0基</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>テレビカメラ</td> <td>2基</td> <td></td> </tr> </table> <p>ウ 道路標識・標示</p> <p>交通の状況等に応じた交通安全確保のための道路標識の高輝度化や視覚障害者の安全誘導等を図りつつ、不要な標識の撤去を推進してライフサイクルコスト削減等を図る。</p>	(新規設置)	半感応	1基			プログラム多段	2基			押ボタン	1基		(改良)	プログラム多段系統化	8基			半感応化	19基			プログラム多段化	9基			押ボタン化	23基			視覚障害者用付加装置	12基			音響式歩行者誘導装置	6基		(撤去)	一灯点滅	0基	(未確定)		押ボタン	0基	(未確定)	・	交通管制センター地域制御機	17基		・	情報収集装置	69基		・	情報収集提供装置	0基		・	交通情報板	0基		・	テレビカメラ	2基		<p>(千円)</p> <p>666,768</p>
(新規設置)	半感応	1基																																																																
	プログラム多段	2基																																																																
	押ボタン	1基																																																																
(改良)	プログラム多段系統化	8基																																																																
	半感応化	19基																																																																
	プログラム多段化	9基																																																																
	押ボタン化	23基																																																																
	視覚障害者用付加装置	12基																																																																
	音響式歩行者誘導装置	6基																																																																
(撤去)	一灯点滅	0基	(未確定)																																																															
	押ボタン	0基	(未確定)																																																															
・	交通管制センター地域制御機	17基																																																																
・	情報収集装置	69基																																																																
・	情報収集提供装置	0基																																																																
・	交通情報板	0基																																																																
・	テレビカメラ	2基																																																																

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額																				
(森林整備室)	ウ 林道の新設に伴う交通安全施設の整備	(千円)																				
	<table border="1" data-bbox="544 286 1225 589"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 286 692 344"></th> <th data-bbox="692 286 871 344">内地</th> <th data-bbox="871 286 1046 344">離島</th> <th data-bbox="1046 286 1225 344">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 344 692 407">防護柵</td> <td data-bbox="692 344 871 407">0m</td> <td data-bbox="871 344 1046 407">0m</td> <td data-bbox="1046 344 1225 407">0m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 407 692 470">区画線</td> <td data-bbox="692 407 871 470">0m</td> <td data-bbox="871 407 1046 470">0m</td> <td data-bbox="1046 407 1225 470">0m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 470 692 533">カ-ブミラー</td> <td data-bbox="692 470 871 533">0基</td> <td data-bbox="871 470 1046 533">0基</td> <td data-bbox="1046 470 1225 533">0基</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 533 692 589">標 識</td> <td data-bbox="692 533 871 589">0基</td> <td data-bbox="871 533 1046 589">0基</td> <td data-bbox="1046 533 1225 589">0基</td> </tr> </tbody> </table>		内地	離島	計	防護柵	0m	0m	0m	区画線	0m	0m	0m	カ-ブミラー	0基	0基	0基	標 識	0基	0基	0基	0
		内地	離島	計																		
	防護柵	0m	0m	0m																		
	区画線	0m	0m	0m																		
	カ-ブミラー	0基	0基	0基																		
	標 識	0基	0基	0基																		
	3 その他																					
	(西日本高速道路株)	(1) 西日本高速道路株式会社が行う事業	508,000																			
		長崎自動車道 嬉野～長崎間 (L = 51.1 km)	330,000																			
	・舗装補修等																					
	・路面表示補修等																					
	・標識等交通安全施設																					
	長崎バイパス (L = 15.1 km)	178,000																				
	・舗装補修等																					
(長崎県道路公社)	・路面標示補修等																					
	・標識等交通安全施設																					
	(2) 道路公社が行う事業	28,950																				
	川平有料道路	3,000																				
	・舗装補修・路面標示・道路点検補修等																					
	その他3路線の有料道路	25,950																				
	・舗装補修、路面標示、道路点検補修等																					

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>2 効果的な交通規制等の推進</p> <p>(交通規制課)</p> <p>(道路維持課)</p> <p>(道路建設課)</p> <p>(長崎河川国道事務所)</p> <p>(交通政策課)</p>	<p>1 交通実態の変化等に即した交通規制の推進</p> <p>道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなった交通規制について、交通規制の合理性を点検した上で必要に応じた道路交通環境の改善を図ることにより、交通実態に合った交通規制を推進する。</p> <p>2 生活道路等及び通学路における交通安全対策の推進</p> <p>市街地等における生活道路の交通安全対策として、最高速度 30 km/h の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を前提とした「ゾーン 30」を整備するほか、「ゾーン 30」内に狭さくやハンプ等の物理的デバイスを設置した「ゾーン 30 プラス」を道路管理者等と連携し整備することにより、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進する。</p> <p>その他の生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路において、一時停止等の交通規制、信号機の高度化、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器の LED 化、道路標識の大型化・高輝度化・自発光化、道路標示の高輝度化等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。</p> <p>施策の推進に当たっては、道路改良等を実施する道路管理者との連携を密にするとともに、地域住民や道路利用者の意見を反映させる。</p> <p>また、通学路における安全を確保するため、道路交通実態に並び、これらの施策を有効に組み合わせた対策を推進するとともに、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。</p> <p>3 交通円滑化対策の推進</p> <p>(1) 信号機のサイクル、スプリット、オフセット等の定数設定の見直し等交通流の変化に応じた信号運用及び信号機の地域制御化・系統化・感応化・多現示化等の機能を付加する等、制御機能の向上と交通管制システムの高度化</p> <p>(2) 通行車両等にカーナビを通して、交通事故や交通渋滞などの交通情報を提供し、車両の分散・誘導を促す交通情報収集提供装置の整備</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(3) 非分離二車線（はみ出し禁止規制）区間における登坂車線等の設置による安定した交通流の形成</p> <p>(4) 渋滞が著しい幹線道路における的確な信号制御と迅速・的確な交通情報の提供</p> <p>(5) バス路線におけるバスベイ等各種整備の推進</p> <p>(6) 交通のボトルネックとなっている交差点改良の促進</p> <p>(7) 交差点以外のボトルネック箇所における現状把握とバイパスの整備、道路の拡幅の推進</p> <p>4 大規模事業等への先行対策の推進</p> <p>(1) 都市計画、各種開発事業、大規模施設の建設、道路や駐車場の整備等の計画把握及び交通管理上必要な指導提言の実施</p> <p>(2) 幹線道路から開発地点等までのアクセス道路及び駐車施設の充実整備について、関係機関への働きかけの実施</p> <p>(3) コミュニティ道路・マイロード事業等の計画について道路管理者との緊密な連携による交通管理上必要な対策の反映</p> <p>5 関係機関との連携強化</p> <p>(1) 道路管理者に対する交通事故実態の周知徹底と管理者による対策の推進</p> <p>(2) 道路管理者のほか、県、運輸支局、各種業界団体等を結集した会合等の開催による円滑化対策のための具体的施策の推進</p>	(千円)
<p>3 総合的な駐車対策の推進</p> <p>(交通規制課)</p> <p>(交通企画課)</p> <p>(交通指導課)</p>	<p>1 秩序ある駐車場の推進</p> <p>(1) 都市部における無秩序な路上駐車場の排除、安全で円滑な道路交通を確保するため、個々の時間、場所及び車両に応じたきめ細かな駐車規制の適切な推進を図る。</p> <p>(2) 保管場所法の効果的な運用</p> <p>自動車の保管場所の確保等に関しては、広報・啓発活動の積極的な実施、道路の車庫代わり使用等の検挙に努め、保管場所法の効果的な運用を図る。</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(3) 重点的・効果的な取締りの推進</p> <p>違法駐車取締りにあたっては、幹線道路、交差点や横断歩道付近といった場所における悪質性・危険性、迷惑性の高い違反を中心に重点的・効果的な取締りを推進する。</p> <p>2 違法駐車締出し気運の醸成</p> <p>(1) 広報・啓発活動の推進</p> <p>違法駐車排除や、自動車の保管場所の継続的な確保の履行を促すための広報・啓発活動を積極的に推進する。</p> <p>(2) 駐車対策関係団体等の活用</p> <p>駐車問題の根源的な対策を検討するために、関係団体等との協議会の開催や、道路における適正な駐車等について、住民の理解を深めるための運動を推進するため設置された地域交通安全活動推進委員の積極的な活動を図る。</p>	(千円)
<p>4 地域住民と一体となった安全な道路環境の整備</p> <p>(道路維持課)</p> <p>(交通規制課)</p> <p>(長崎河川国道事務所)</p> <p>(交通企画課)</p>	<p>1 道路交通安全総点検等の推進</p> <p>安全な道路交通環境の整備にあたっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や関係機関・団体等の参加による交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を推進するとともに、道路利用者からの意見を「道の相談室」、「標識(信号)ボックス」等を通して受け付け、道路交通環境の整備を図る。</p> <p>交通安全総点検は、春・秋の全国交通安全運動期間中に選定した県内の市町で実施する。</p> <p>春 ~ 新上五島町</p> <p>秋 ~ 島原市</p> <p>2 交通事故現場の現場診断の推進</p> <p>交通死亡事故等重大事故が発生した場合は、地域住民や関係機関・団体との連携による交通事故現場の現場診断(一次点検)を実施し、道路交通環境の改善を図る。</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>3 二次点検プロセスの推進</p> <p>交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、同一場所における交通事故の再発防止対策を講じるため実施している現場点検、現地検討会等(以下「一次点検」という。)に加えて、一次点検の結果等を警察本部及び警察署で共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセスを推進する。</p>	(千円)
<p>5 その他道路交通環境の整備</p> <p>(交通規制課)</p> <p>(道路維持課)</p> <p>(長崎河川国道事務所)</p>	<p>1 大規模災害に備えた交通対策の推進</p> <p>(1) 被害想定に基づく交通規制計画の見直し</p> <p>新たに公表される被害想定に基づき、現在策定されている交通規制計画の見直しを積極的に推進するとともに、関係機関と緊密に連携し、緊急交通路の指定、広域緊急援助隊(交通部隊)の出動運用等、新たな交通規制計画に基づいた総合的かつ実践的な訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>ア 災害時においても主要な道路の安全で円滑な交通を維持できるよう、交通監視カメラ、交通情報板、停電による信号機の機能停止を防止するための信号機電源付加装置等の整備を推進する。</p> <p>イ 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、円滑な避難及び救助活動を確保し、併せて二次的災害の防止と一般交通の安全と円滑を図るため、有効適切な交通規制を実施する</p> <p>ウ 交通事故を未然に防止するため、災害発生が予測される場合には迅速、的確な交通規制を行う。</p> <p>エ 災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うことを目的として、緊急通行車両及び規制除外車両の交通需要を事前に把握し事務処理の省力化・効率化を図るため、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出手続等を実施する。</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
(道路維持課) (交通規制課) (長崎河川国道事務所) (長崎運輸支局)	2 道路占(使)用の適正化 (1) 道路占(使)用等各種許可、証明事務等の適正な処理 ア 幹線道路における道路占(使)用工事は、交通に与える影響が大であることに鑑み、極力これを抑制する方針の下に適切な許可を行う。 イ 無秩序な道路占(使)用工事を抑制するため、許可の適正な管理を行い、計画的な道路占(使)用工事のための合理的な調整を行う。 ウ 道路占(使)用許可の事務については、関係者との連絡を密にし、適正かつ迅速に行うよう努める。 エ 自動車運送事業者の車庫基準遵守状況の立入調査を実施する。 (2) 交通安全活動推進センターの活用 長崎県交通安全活動推進センターを活用するなどにより、道路使用許可条件の遵守、原状回復状況等の調査確認、道路利用者に対する広報・相談活動を十分に行う。 (3) その他 ア 道路障害物の排除に努める。 イ 「道路ふれあい月間」等を中心に道路愛護思想の普及徹底を図るとともに、適正な道路の占(使)用について指導を行う。	(千円)
(交通・地域安全課) (こども未来課) (都市政策課) (児童生徒支援課)	3 子どもの遊び場の確保 (1) 児童、幼児に健全な遊び場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに児童の交通事故を未然に防止するため、交通公園の活用を促進し、あわせて児童館等の整備促進を図る。 ア 交通公園 イ 放課後児童クラブの施設整備 創設・改築等 8 箇所 ウ 児童健全育成 放課後児童クラブ 412 クラブ	15,800 (交地) 42,023 (こども) 1,627,525 (こども)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額										
(交通規制課) (道路維持課) (長崎河川国道事務所)	<p>(2) 県立都市公園の整備充実を図る。</p> <table border="0" data-bbox="523 300 1007 539"> <tr> <td>ア 西海橋公園</td> <td>36.8ha</td> </tr> <tr> <td>イ 百花台公園</td> <td>44.6ha</td> </tr> <tr> <td>ウ 県立総合運動公園</td> <td>31.8ha</td> </tr> <tr> <td>エ 田平公園</td> <td>19.9ha</td> </tr> <tr> <td>オ 平戸公園</td> <td>14.4ha</td> </tr> </table> <p>(3) 道路上の遊びによる交通事故を防止するため、地域における公園等の整備促進を働きかけるとともに、学校の体育館・運動場を開放するなど子どもの遊び場の確保に努める。</p> <p>4 良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車通行環境の整備 良好な自転車交通秩序実現のため、自転車通行環境ネットワークの連続性を勘案して自転車通行環境の整備に合わせ、道路管理者と連携し、自転車道の整備及び普通自転車専用通行帯、普通自転車歩道通行可実施場所の普通自転車の歩道通行部分の指定等の交通規制実施を図る。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 歩道、防護柵、道路照明等必要な交通安全施設の整備、道路の不正占(使)用物件の排除要請等交通環境の整備促進</p> <p>(2) 幼児、高齢者、身体障害者等の通行の多い地区を重点とした歩行者用道路、速度規制、一時停止等の交通規制のほか、押ボタン式信号機、視覚障害者用信号機、経過時間表示付歩行者用灯器及び視覚障害者用横断帯の整備等総合的な対策の推進</p> <p>(3) 沿道環境の保全や住民の安全な生活に寄与するためのコミュニティ道路、居住環境整備事業等に対する交通管理上の意見反映と必要な対策の推進</p>	ア 西海橋公園	36.8ha	イ 百花台公園	44.6ha	ウ 県立総合運動公園	31.8ha	エ 田平公園	19.9ha	オ 平戸公園	14.4ha	(千円) 306,428 (都市)
ア 西海橋公園	36.8ha											
イ 百花台公園	44.6ha											
ウ 県立総合運動公園	31.8ha											
エ 田平公園	19.9ha											
オ 平戸公園	14.4ha											

第2節 交通安全思想の普及徹底

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <p>(交通・地域安全課) (学事振興課) (長寿社会課) (生涯学習課) (児童生徒支援課) (こども未来課) (交通企画課)</p>	<p>道路交通法の規定により、平成10年9月に定められた「交通安全教育に関する指針(国家公安委員会告示第15号)」等に基づき、実施する。</p> <p>1 学校教育活動等を通じた交通安全教育の推進</p> <p>学校においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的かつ組織的に行う。</p> <p>(1) 幼稚園・保育所及び認定こども園においては、日常生活において必要な交通安全のきまりを理解させ、きまりを守り、安全に行動する基本的習慣や態度を身につけさせる。</p> <p>(2) 小学校においては、教科「体育」「道徳」、特別活動の学級活動・児童会活動・学校行事等、総合的な学習の時間を中心とした学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全な利用とマナーの向上、自転車事故等における加害者の責任、自動車の特性と全ての座席のシートベルトの着用を含む乗り物の安全利用などについて指導する。</p> <p>(3) 中学校においては、教科「保健体育」「道徳」、特別活動の学級活動・学校行事・生徒会活動等、総合的な学習の時間を中心とした学校教育活動全体を通じて、歩行者としての安全、自転車の安全な利用とマナーの向上、自動車の特性と全ての座席のシートベルトの着用を含む安全な行動、交通事故の防止と安全な生活の仕方、応急手当などについて重点的に指導する。</p> <p>(4) 高等学校においては、教科「保健体育」、特別活動のホームルーム活動・学校行事・生徒会活動等、総合的な探求の時間を中心とした学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用とマナーの向上、自動車の特性と全ての座席のシートベルトの着用を含む安全な行動、交通事故の防止と安全な生活の仕方、応急手当などについて更に理解を深めさせるとともに、交通社会における良き社会人としての必要な交通マナーを身につけさせる。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>また、生徒の実態や地域の実情に応じ、二輪車の安全利用に関する内容についても適宜取り上げ、安全に関する意識の高揚を図るとともに、二輪車の安全運転の推進を図る機関・団体等と連携して安全運転等に関する指導を行う。</p> <p>(5) 教職員に対しては、学校保健・学校安全教室推進研修会(安全教育)等によって指導力の向上を図る。</p> <p>(6) 交通安全教育の一環として、交通安全運動等に係る指導文書を各学校へ配布する。</p> <p>2 高齢者に対する交通安全指導の推進</p> <p>(1) 生きがい対策の一環として県内各地で実施される、すこやか長寿大学校、老人クラブリーダー研修会等高齢者が参集する機会を利用して、歩行者、運転者の両面から高齢者の特性に応じた交通安全指導の強化を図る。</p> <p>(2) 老人クラブが行う社会参加活動の中で、交通事故防止活動を重点項目として取り上げるとともに、各老人クラブにおける交通安全教育の実施を図る。</p> <p>(3) 高齢者に対する交通安全指導に当たっては、老人クラブに加入していないなど、交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者が認められることから、地域交通安全活動推進委員、老人クラブ役員、交通安全母の会、町内(自治)会長、地域の関係機関・団体等と連携した交通ボランティアによる高齢者宅の訪問指導活動等により、日常的に必要な知識の習得が行われるよう地域ぐるみの支援体制の構築を図る。</p> <p>(4) 高齢者の交通安全意識を高めるため、老人クラブ、自治会等の関係機関・団体の協力を得て、「ヒヤリ地図」を作成し、高齢者が集まる施設に掲示する。また、反射材の普及促進に努め、運転者が視認しやすい明るい衣服の着用や反射材等の活用、その他交通事故防止に関する知識の普及を図る。</p> <p>(5) 長寿社会の進展の中で高齢者が安心して生活できる交通安全環境づくりと、高齢者の社会参加活動としての交通安全活動への参加を呼び掛ける。</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(6) 高齢者自身による交通安全に係るボランティア活動の実施、老人クラブ、通いの場等における交通安全教育の実施やシルバーリーダーの設置及びその活性化など高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚の促進を図り、高齢者の交通事故を未然に防止する。</p> <p>(7) 「高齢運転者標識」の表示促進を図り、加齢に伴って生ずる身体機能の低下する70歳以上の高齢運転者の存在を明確にし、他の運転者の幅寄せ、割り込み等の防止を図る。</p> <p>(8) 高齢者に対する交通安全教育等の推進</p> <p>県、市町及び警察が連携し、高齢者を対象とした歩行者用・運転者用の交通安全危険予測シミュレータ等を活用しての参加体験型講習会を実施し、交通事故防止を図る。</p> <p>また、ペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の体験試乗を通して高齢運転者への普及を促進し、交通事故防止を図る。</p> <p>(9) 電動車椅子利用者に対する交通安全教育</p> <p>電動車椅子利用者に対して老人クラブ等と連携した地域ぐるみの交通安全教育等を実施し交通事故の未然防止を図る。</p> <p>(10) 交通安全指導員による指導</p> <p>老人クラブなどと連携した交通安全講習の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導などの交通安全教育を実施し、高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>3 地域社会における交通安全指導の充実</p> <p>(1) 市町交通指導員の育成指導</p> <p>市町交通指導員の研修を計画的に実施し、指導力の向上を図るとともに、地域における交通安全指導の充実強化に努める。</p> <p>(2) 交通安全組織を通じた交通安全思想の普及</p> <p>交通安全協会、交通安全母の会、交通少年団等の活動を通じて、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付け、地域全体の交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>(3) 社会教育活動等による交通安全指導の充実</p> <p>社会教育活動による交通安全思想の普及のため、各種研修会等において安全教育に関する学習が実施され交通安全指導の充実が図られるよう啓発する。</p>	<p>(千円)</p> <p>857 (857) (交地) (0) (交企)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(4) 公民館活動等における安全教育の促進</p> <p>公民館、婦人会、PTA、子ども会、青少年健全育成会等の活動の中に交通安全に関する学習の機会が設けられ、安全教育が促進されるよう啓発する。</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>2 交通安全に関する普及啓発活動の推進</p> <p>(交通・地域安全課) (児童生徒支援課) (道路維持課) (交通企画課) (交通指導課) (交通規制課) (運転免許管理課) (交通機動隊) (長崎河川国道事務所) (長崎運輸支局) (長崎労働局) (九州旅客鉄道株式会社) (西日本高速道路株式会社) (長崎県道路公社) (農産園芸課)</p>	<p>1 交通安全運動の推進</p> <p>(1) 長崎県交通安全推進県民協議会主唱による実施計画に基づき、交通安全県民運動等を実施する。</p> <p>ア 春・秋の全国交通安全運動、年末の交通安全県民運動 イ 夏の交通安全週間 ウ 「長崎県民交通安全推進要綱」に基づく日常の取組 エ 交通死亡事故多発時の「交通死亡事故多発警報」の発令 オ 自転車の安全利用の推進と損害賠償保険の加入促進</p> <p>(2) 各季の交通安全運動・交通安全週間</p> <p>ア 運動</p> <p>春 令和5年 5月11日～5月20日 10日間 秋 令和5年 9月21日～9月30日 10日間 年末 令和5年 12月13日～12月22日 10日間</p> <p>イ 週間</p> <p>夏 令和5年 7月14日～7月20日 7日間</p> <p>(3) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一) 5月20日、9月30日</p> <p>(4) 指定自動車教習所の「一日開放」の実施</p> <p>県内の指定自動車教習所の設備、機能を活用して、地域に根ざした効果的な交通安全意識の高揚を図る。</p>	<p>(千円)</p> <p>(1,082)</p> <p>(交地)</p> <p>(1,741)</p> <p>(交企)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>2 交通安全運動の重点</p> <p>県民総参加による「人命尊重」の理念の下に正しい交通ルールとマナーの実践を習慣付け、家庭、学校、職場及び地域ぐるみの交通安全活動を積極的に推進することにより「交通事故のない安全で安心して暮らせる社会」の実現を目指すため、次の事項について積極的な推進を図る。</p> <p>(1) 交通安全意識の高揚及び交通安全活動の推進</p> <p>県民一人ひとりに交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。</p> <p>そのためには常に「ゆとり」と「譲り合い」の心を持って行動するよう広く呼び掛けていくとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの活動の活性化を図り、住民が主体的に参加する交通安全総点検等の自主的な交通安全活動を推進する。</p> <p>特に、多発する高齢者の交通事故を根絶するために家庭、学校、職場、地域等あらゆる場を通じて安全意識の高揚を図り、交通安全教育を積極的に実施する。</p> <p>(2) 子供と高齢者の交通安全の確保</p> <p>高齢化の進展に伴い、年々高齢者が関係する交通事故の割合が増加していることから、高齢者が安心して暮らせる交通社会を築くため、交通安全推進県民協議会に設置している「高齢者対策部会」を中心として、高齢者交通安全対策の強化を図る。</p> <p>また、道路交通法上特に保護されるべき立場にある子供と高齢者の安全を確保するため、家庭における交通安全の話し合いを促進し、子供に対しては実践指導を基盤とした各種の安全教育を各年齢層に応じて積極的に推進する。</p> <p>さらに、交通安全指導員、交通安全母の会、地域交通安全活動推進委員等の活動により、高齢者の特性に応じた参加体験型の交通安全教育や高齢者世帯訪問事業を推進するなど、地域における交通安全活動を積極的に推進する。</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>その他にも、反射材及び反射材を利用した製品等の有効性を強く呼び掛ける等反射材の普及を図る。</p> <p>(3) 飲酒運転の根絶に向けた各種活動の推進</p> <p>飲酒事故の根絶を図るため、飲酒運転取締りを継続的に強化するとともに、運転者のみならず、同乗者や酒類提供者、車両の所有者等の共犯者捜査を徹底する。</p> <p>また、自治体を始めとする関係機関・団体と連携して、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努めるとともに、様々な広報媒体を活用して飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態の周知及び飲酒運転根絶に向けた県民の意識改革を図るなどの交通安全教育を推進するほか、酒類の製造・販売業者、酒類を提供する飲食店、駐車場管理者等に対し、飲酒運転を防止するための取組を要請する。</p> <p>(4) 「脇見・ぼんやり・ながら運転防止」の推進</p> <p>運転中の緊張感の欠如とみられる脇見、考えごと、前方不注意及び安全不確認などによる「脇見・ぼんやり運転」は、交通事故原因の約7割を占めている。</p> <p>交通安全運動、各種交通安全教室、講習会等あらゆる機会を利用して、前方不注意や安全不確認、速度不適などの「脇見・ぼんやり運転」の防止について、関係機関・団体との一体的な広報・啓発活動、街頭活動、交通安全教育等の諸対策に取り組むことにより、交通事故総数の減少と死亡事故の抑止を図る。</p> <p>(5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <p>後部座席のシートベルト着用率が低いこと等を踏まえ、交通安全運動、各種交通安全教室、講習会等のあらゆる機会を利用してシートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解の増進に努め、全ての座席のシートベルトの着用徹底を図る。</p> <p>また、幼児の体格に適合したチャイルドシートの使用や正しい取付け方法の周知を図るため、産婦人科及び小児科病院、幼稚園・保育所関係機関・団体等と連携を図りながら、チャイルドシートの正しい着用の徹底についての広報・啓発活動や講習会の開催等を積極的に推進する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>チャイルドシートのレンタル、リサイクルの充実のための支援等も引き続き強化を図る。</p> <p>(6) 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯の推進 一日の疲れなどで集中力が低下する夕暮れ時や、視界が不良となる雨天・曇天時は、人や車の発見が遅れがちになり、交通事故が発生しやすくなることから、概ね日没1時間前に前照灯を点灯するとともに、また、雨天・曇天時も点灯することにより、交通事故の防止を図る。</p> <p>各種媒体を活用した広報を行うとともに、街頭における点灯指導を積極的に実施する。</p> <p>(7) 走行中の携帯電話使用等の禁止（自転車乗用中を含む） 走行中における携帯電話使用等（スマートフォンを含む。）による交通事故を防止することを目的として、走行中の携帯電話の使用禁止や運転者に対する「ドライブモードへの切り替え徹底」等の広報啓発及び指導取締りを強化する。</p> <p>(8) 暴走運転の追放 悪質な交通違反の交通指導取締りを強化する一方、家庭・学校・職場・地域ぐるみで暴走運転の追放気運を盛り上げるとともに、交通ボランティア等関係機関・団体の自主活動を促進する。</p> <p>(9) 二輪車の交通事故防止 二輪車の交通事故を防止するため、二輪車普及安全協会等の関係機関・団体との連携を密にし、二輪車交通安全教育を充実強化する。</p> <p>(10) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進 自転車の事故防止を図るため、利用者に対し「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの指導及び点検整備を推進するとともに、全ての年齢層に対してヘルメット着用を促進する。</p> <p>また、児童・生徒のほか高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者を対象とした交通安全教育を実施し、交通ルールを守らなかった場合の罰則や事故リスク、損害賠償責任保険等の加入の広報啓発を図る。</p> <p>(11) 安全横断「手のひら運動」の推進 横断歩行者の交通事故抑止を図るため、道路を横断しようとする歩行者が車両の運転者に停止を促すよう手の平を示して横断の意思を伝えることや、横断中も周りに気をつけること等、歩行</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>者が自らの安全を守るための交通行動を取ることを、県民に浸透させ実践する。</p> <p>各種媒体を活用した広報を行うとともに、街頭における指導を積極的に実施する。</p> <p>3 交通安全広報の推進</p> <p>(1) 日常生活に密着した広報の推進</p> <p>交通安全の原点である「人命尊重」、「ゆとりと思いやり」を基本として、歩行者、自転車利用者、運転者等に問題意識を持たせ、「飲酒運転追放三ない運動」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」等日常生活に密着した実効テーマを取り上げ、交通安全意識の高揚に役立つ広報の推進を図る。</p> <p>また、子供と高齢者の交通事故防止、全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶を県民に周知するため、あらゆる広報手段を利用して広報を実施する。</p> <p>(2) 対象に応じた交通安全広報の推進</p> <p>広報の効果を高めるため、努めて運転者(若年運転者・高齢運転者)、歩行者(特に子供・高齢者)、自転車利用者等の対象に応じた広報の推進を図る。</p> <p>また、農耕車の一般道路走行中の事故防止に向けた意識啓発を図る。</p> <p>(3) 報道機関に対する資料の提供</p> <p>新聞・ラジオ・テレビ等の報道機関に対し、交通事故防止に関する資料を積極的に提供するなどして、交通安全広報について十分協力が得られるよう努める。</p> <p>(4) 交通安全団体等の協力による広報</p> <p>市町、交通安全協会、自動車関係団体はもとより、会社、事業所、交通安全地域団体等に対しても積極的に資料を提供して、自主的な交通安全活動及び広報活動が展開されるよう努める。</p> <p>(5) 「脇見・ぼんやり・ながら運転防止」広報の推進</p> <p>脇見・ぼんやり運転及び走行中の携帯電話使用等の「ながら」運転を原因とする交通事故防止対策として、あらゆる広報機会・手段を活用して、これらの運転行為の危険性等の広報を推進し、交通事故防止意識の高揚を図る。</p>	<p>(千円)</p> <p>(3,864)</p> <p>(交企)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(6) 反射材着用広報の推進</p> <p>夜間の歩行者事故防止対策として、街頭活動や安全教育等により反射材の着用効果の広報を推進し、反射材着用の浸透を図る。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>7 学校関係団体活動の充実</p> <p>小・中・高等学校における、交通安全活動の推進を図るため、交通安全協会、公民館連絡協議会等との連携を密にして、PTA、交通安全母の会等の活動の充実に努める。</p> <p>8 社会教育関係団体の育成指導</p> <p>交通安全活動の促進を図るため、交通安全協会、公民館連絡協議会等との連携を密にして、PTA、婦人会、町内会、青少年団体等の育成支援に努める。</p> <p>9 自動車関係団体との連携強化</p> <p>自動車製造・整備・販売団体、ユーザー団体等自動車関係団体との連携を密にし、交通安全の推進協力体制を確立する。</p> <p>10 交通関連事業者等に対する指導等</p> <p>自動車運転代行業について業界健全化に向けた自主的な取組を支援するほか、高速道路交通安全協議会等の活動の活性化を促し、過積載・過労運転等の防止を図るとともに職業運転者が他の運転者の模範となるよう指導・育成する。</p> <p>11 その他（市民参加型の交通安全活動の推進）</p> <p>地域住民が交通安全対策に関して、積極的に参加できる仕組みづくり、住民や道路利用者が主体となり、付近道路の危険箇所等を表した「ヒヤリ地図」の作成、交通安全施設や道路等を調査する交通安全総点検等により、市民参加型の交通安全活動の推進を図る。</p>	<p>(千円)</p>

第3節 安全運転の確保

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>1 運転者教育等の推進</p> <p>(交通企画課) (運転免許管理課) (長崎運輸支局) (自動車事故対策機構等)</p>	<p>1 運転者教育の充実</p> <p>(1) 各種運転者講習会において、車社会の担い手としての自覚と責任ある行動、遵法精神の高揚等に重点を置いた教育を推進する。</p> <p>(2) 初心運転者講習、停止処分者講習、違反者講習、取消処分者講習、若年運転者講習、更新時講習、高齢者講習における講習の充実を図るため、基準人員に見合った学級の編成、講習指導員の資質の向上、ディスカッション方式等による参加型講習などを推進する。</p> <p>(3) 運転免許試験場における「試験コース一般開放」 試験コース一般開放(第2・第4日曜日)によりペーパードライバー・初心運転者及び免許取得予定者の運転技術向上を図る。</p> <p>(4) 指定自動車教習所の職員に対する法定講習の業務を指定自動車学校協会に委託し、事務の合理化、能率化を図る。</p> <p>(5) 指定自動車教習所における指導員、検定員の資質の向上、業務運営の合理化等を推進して教習環境の整備、教習水準の向上を図る。</p> <p>(6) 指定自動車教習所における普通自動車課程の教習生に対する運転技能及び安全マインドの高揚に資するため、任意の「原付教習」の充実強化に努めるとともに、卒業生に対しては、卒業後における自癖の矯正を主眼とした「再会教室」を積極的に開催する等、効果的な任意教習の推進を図る。</p> <p>(7) 取得時講習の適正な運用を図るため、指定自動車教習所に業務を委託するとともに、緊密な連携を図り、効果的な講習の推進を図る。</p> <p>(8) 交通安全教育車を県内各地に計画的、継続的に巡回させ、ドライビングシミュレータ等搭載機器を活用し、危険予知、回避能力等を習得させる。</p> <p>(9) 停止処分者講習に高齢者の特別学級を開催して、高齢者の特性を踏まえて、交通安全教育の推進に努める。 停止処分者講習に飲酒学級、取消処分者講習に飲酒取消講習を開催し、飲酒運転の危険性を踏まえて、飲酒運転常習者に対する交通安全教育の推進に努める。</p>	<p>(千円)</p> <p>1,375 (交企)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(10) 初心運転者講習制度及び取消処分者講習制度の効果的な運用と同講習の充実強化に努める。</p> <p>(11) 若年運転者を対象とした参加・体験型のドライビングスクールを開催して運転者教育の充実を図る。</p> <p>(12) 高齢運転者に対する認知機能検査・高齢者講習等の適正な実施のほか、高齢運転者標識の表示促進など高齢運転者対策の充実を図る。</p> <p>2 危険運転者の迅速・的確な排除</p> <p>(1) 悪質・危険な運転不適格者を早期に排除するため、仮停止、準仮停止制度を活用して迅速・適正な行政処分を推進する。</p> <p>(2) 運転免許試験の各段階における不適格事項チェックを厳正に行い、危険運転者の選別排除の徹底に努める。</p> <p>(3) 免許停止の被処分者を対象に行っている運転適性検査の適正実施を図る。</p> <p>3 安全運転相談の適正な実施</p> <p>運転免許を取得しようとする者や、現在、運転免許を保有している者の中で、一定の病気等により自動車等の運転に支障がある者や身体に障害がある者の免許取得等の適正な運用を図るため、安全運転相談を行っているが、同相談を適正に実施するため、安全運転相談窓口の周知を図る。</p> <p>また、医療系専門職の非常勤職員を活用し、安全運転相談の強化を図る。</p> <p>4 自動車安全運転センター業務の充実</p> <p>自動車安全運転センターの行う通知、証明業務等の一層の充実強化を図るとともに、安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、安全運転指導者等に対する体験的な交通安全教育の充実を図る。</p>	<p>(千円)</p> <p>3,584 (運免)</p> <p>2,329 (交企)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額														
	<p>5 自動車事故対策機構等による適性診断の充実</p> <p>事故防止のため、事業用自動車等の運転者に対し、心理的及び生理的の両面から適性診断を行い、各人の特性を把握し、安全運転に役立つよう助言指導を行う。</p> <p>令和4年度適性診断実施計画(人)</p> <table border="1" data-bbox="587 488 1125 907"> <thead> <tr> <th>業種別</th> <th>受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>629</td> </tr> <tr> <td>ハイヤー・タクシー</td> <td>838</td> </tr> <tr> <td>個人タクシー</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>1,748</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,495</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 安全運転管理者制度の充実</p> <p>自動車の使用者に対し、安全運転管理者制度の重要性を認識させるとともに、警察活動及び安全運転管理協議会等の協力を通じて、未選任事業所の一掃と安全運転管理者制度の充実を図る。</p> <p>7 公安委員会における認知機能検査等の実施</p> <p>高齢者講習、認知機能検査及び、運転技能検査等の受講、受験待ちの縮減及び更新切迫者の早期対応を行うためには、縮減委託等機関である指定自動車教習所等だけでは対応が困難であるため、運転免許試験場等でもこれらの講習や検査等を実施する。</p>	業種別	受診者数	バス	629	ハイヤー・タクシー	838	個人タクシー	174	トラック	1,748	自家用	106	計	3,495	<p>(千円)</p> <p>9,930 (交企)</p> <p>3,793 (運免)</p>
業種別	受診者数															
バス	629															
ハイヤー・タクシー	838															
個人タクシー	174															
トラック	1,748															
自家用	106															
計	3,495															

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額																																										
2 運転管理の改善及び運行管理の充実 (長崎運輸支局) (交通指導課) (自動車事故対策機構等)	<p>1 自動車運送事業に対する監督指導の強化</p> <p>(1) 各季交通安全運動期間中に実施状況等について、事業所に対する査察及び立入監査を実施する。</p> <p>(2) 事故多発事業所及び運行管理体制の不備に起因する事故を惹起した事業者に対する特別監査の実施と行政処分強化を図る。</p> <p>2 運行管理者教育の充実</p> <p>(1) 運行管理者等に対する運行管理業務の指導講習内容の充実を図るとともに、完全受講の促進に努める。</p> <p>令和5年度運行管理者等基礎講習実施計画</p> <table border="1" data-bbox="513 792 1195 1064"> <thead> <tr> <th>業種別</th> <th>場所</th> <th>開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス・タクシー</td> <td>長崎市</td> <td>6月、7月 12月</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>"</td> <td>6月、7月 12月、翌1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和4年度運行管理者等一般講習実施計画</p> <table border="1" data-bbox="513 1115 1195 1420"> <thead> <tr> <th>業種別</th> <th>場所</th> <th>開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス・タクシー</td> <td>長崎市</td> <td>5月～翌1月</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>"</td> <td>4月～翌2月</td> </tr> <tr> <td>バス・タクシー</td> <td>佐世保市</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>"</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table> <p>ガイドラインセミナー</p> <table border="1" data-bbox="513 1471 1195 1592"> <thead> <tr> <th>業種別</th> <th>場所</th> <th>開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス・タクシー・トラック</td> <td>長崎市</td> <td>10月</td> </tr> </tbody> </table> <p>リスク管理(基礎)セミナー</p> <table border="1" data-bbox="513 1644 1195 1765"> <thead> <tr> <th>業種別</th> <th>場所</th> <th>開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス・タクシー・トラック</td> <td>長崎市</td> <td>10月</td> </tr> </tbody> </table> <p>内部監査(基礎)セミナー</p> <table border="1" data-bbox="513 1816 1195 1937"> <thead> <tr> <th>業種別</th> <th>場所</th> <th>開催時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス・タクシー・トラック</td> <td>長崎市</td> <td>11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 自動車事故対策機構等の適性診断結果に基づいて、運転者に指導教育を行うよう運送事業者等の指導強化に努める。</p>	業種別	場所	開催時期	バス・タクシー	長崎市	6月、7月 12月	トラック	"	6月、7月 12月、翌1月	業種別	場所	開催時期	バス・タクシー	長崎市	5月～翌1月	トラック	"	4月～翌2月	バス・タクシー	佐世保市	9月	トラック	"	"	業種別	場所	開催時期	バス・タクシー・トラック	長崎市	10月	業種別	場所	開催時期	バス・タクシー・トラック	長崎市	10月	業種別	場所	開催時期	バス・タクシー・トラック	長崎市	11月	(千円)
業種別	場所	開催時期																																										
バス・タクシー	長崎市	6月、7月 12月																																										
トラック	"	6月、7月 12月、翌1月																																										
業種別	場所	開催時期																																										
バス・タクシー	長崎市	5月～翌1月																																										
トラック	"	4月～翌2月																																										
バス・タクシー	佐世保市	9月																																										
トラック	"	"																																										
業種別	場所	開催時期																																										
バス・タクシー・トラック	長崎市	10月																																										
業種別	場所	開催時期																																										
バス・タクシー・トラック	長崎市	10月																																										
業種別	場所	開催時期																																										
バス・タクシー・トラック	長崎市	11月																																										

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>3 労働条件の適正化及び交通労働災害の防止</p> <p>(長崎労働局) (長崎運輸支局) (交通指導課) (農産園芸課)</p>	<p>1 自動車運転者の労働条件の改善</p> <p>労働基準法、労働安全衛生法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下「改善基準」という。平成元年労働省告示第7号)に基づき、自動車運転者を使用する事業場に対して強力かつ厳正な監督指導を実施するとともに、業種団体、労働者団体及び荷主団体に対して引き続き次の事項を重点として関係法令等の周知徹底並びに長時間労働の是正を図る。</p> <p>(1) 改善基準に基づく適正な拘束時間、休憩時間、運転時間等の履行確保、またそれらに準拠した36協定の締結による適正な労働時間、休日の管理徹底</p> <p>(2) 長崎県最低賃金の履行確保</p> <p>(3) 時間外、休日、深夜労働時間に対する適正な割増賃金支払いの確保</p> <p>(4) 累進歩合制度廃止等賃金制度の改善</p> <p>(5) 運転日誌、運行記録等の整備・保管、賃金台帳の適正記録並びに就業規則の整備</p> <p>(6) 年次有給休暇の最低年5日の付与義務の履行確保</p> <p>2 自動車運転者安全衛生確保のための指導</p> <p>(1) 過重労働による健康障害防止を図るために健康診断の完全実施と健康診断の有所見率の改善のための取組み</p> <p>(2) 安全管理者、衛生管理者あるいは安全衛生推進者の選任及び職務遂行の促進</p> <p>3 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底</p> <p>ガイドラインに基づき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通労働災害防止のための管理体制の確立 ・ 適正な労働時間等の管理及び走行管理 ・ 運転者に対する教育、健康管理、意識の高揚 ・ 「交通KY」(交通労働災害防止のための危険予知活動)の普及定着の促進 <p>等の積極的な推進を図る。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>4 自主的な労働条件改善推進のための指導援助 長崎労働局長が委嘱した労働時間管理適正化指導員を通じて、トラック・タクシー・バス各業界に対し、労働条件改善推進のための指導を行うとともに、事業者団体の各種指導員に対する支援を行う。</p> <p>5 労働条件改善及び過労運転防止のための行政機関との連携 自動車運転者の労働条件の改善を図り、併せて交通事故の防止に資するため、労働基準法及び改善基準等に違反した事業場に関しては地方運輸機関と、過労運転事案については警察機関とそれぞれ連携の強化を図る。</p> <p>6 自主的な交通労働災害防止対策の促進等 交通労働災害防止対策を積極的かつ効果的に推進するために、関係行政機関、事業者団体等による情報の交換、地域における連携等を行うとともに、労働災害防止団体等が「交通労働災害防止対策推進事業実施要綱」に基づき取り組む活動に対し、指導・援助を行う。</p> <p>7 農耕車等、乗用型農業機械における安全対策の推進 農耕車等、乗用型農業機械による事故を未然に防止するため、農業大学校、各振興局、長崎県農業機械士連絡協議会、農業協同組合など関係機関・団体と連携し、安全意識の啓発活動を行うと共に、機械の技能研修等を通して技術の向上と安全操作意識をもった農業者の育成を図る。</p>	(千円)

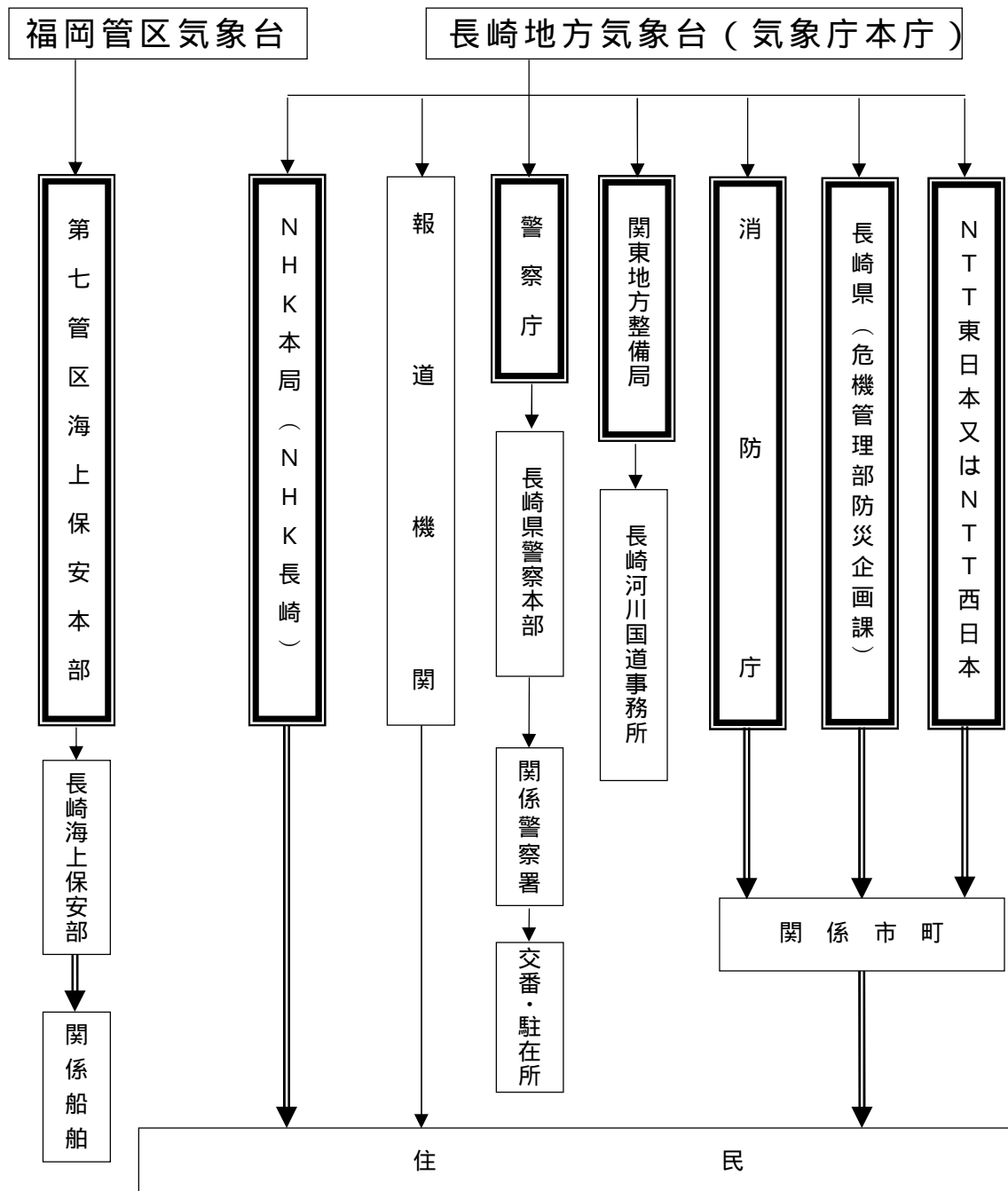
実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>4 道路交通情報の充実</p> <p>(道路維持課) (防災企画課) (交通規制課) (長崎河川国道事務所) (九州総合通信局) (長崎地方气象台) (西日本高速道路株式会社) (九州旅客鉄道株式会社) (長崎県道路公社)</p>	<p>1 道路交通情報の収集と提供</p> <p>(1) 交通管制システムのエリア拡大、交通情報収集提供装置等の整備充実を行い、交通情報収集提供体制を強化する。</p> <p>(2) ラジオ放送施設、交通情報板等の整備充実を推進し、交通混雑情報、道路障害情報、交通規制情報を道路利用者にリアルタイムに提供して、交通の適切な誘導に努め、交通事故の防止を図る。</p> <p>(3) 日本道路交通情報センター及び報道機関との連携強化によって、ラジオ・テレビ・新聞等による交通情報の提供を図るとともに、道路交通情報センターでは電話による提供業務を実施する。</p> <p>(4) 道路交通の安全に関する情報を通行車両等に迅速、的確に提供するため、「道路交通情報通信システム」(VICIS)等のエリアを拡大整備する。</p> <p>2 高度道路交通システムの整備・充実</p> <p>最先端の情報通信技術(ICT)を用いて人と道路と車を一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした「高度道路交通システム」(ITS)の推進を図る。</p> <p>3 気象庁が行う道路交通の安全に関する施策</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>(1) 気象観測予報体制の整備等</p> <p>台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。</p> <p>また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW)計画を積極的に推進する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等</p> <p>地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して、地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。</p> <p>ア 緊急地震速報(予報及び警報)の利活用の推進</p> <p>緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>イ 津波警報等の確実な運用</p> <p>地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。</p> <p>その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。</p> <p>ウ 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進</p> <p>火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの雲仙岳火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。</p> <p>(3) 情報の提供等</p> <p>交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。</p> <p>また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。</p> <p>ア 気象特別警報・警報・予報等</p> <p>気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や気象情報における線状降水帯による大雨の可能性につ</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>いての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。</p> <p>なお、気象警報等の伝達系統図は別紙１のとおり。</p> <p>イ 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等</p> <p>地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>なお、津波警報等の伝達系統図は別紙２のとおり。</p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報等</p> <p>気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>エ 噴火警報等</p> <p>火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速かつ確実に伝達す</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>るとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>なお、雲仙岳に関する噴火警報等の伝達系統図は別紙3のとおり。</p> <p>(4) 気象知識等の普及</p> <p>運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。</p>	

気象警報等の伝達系統図

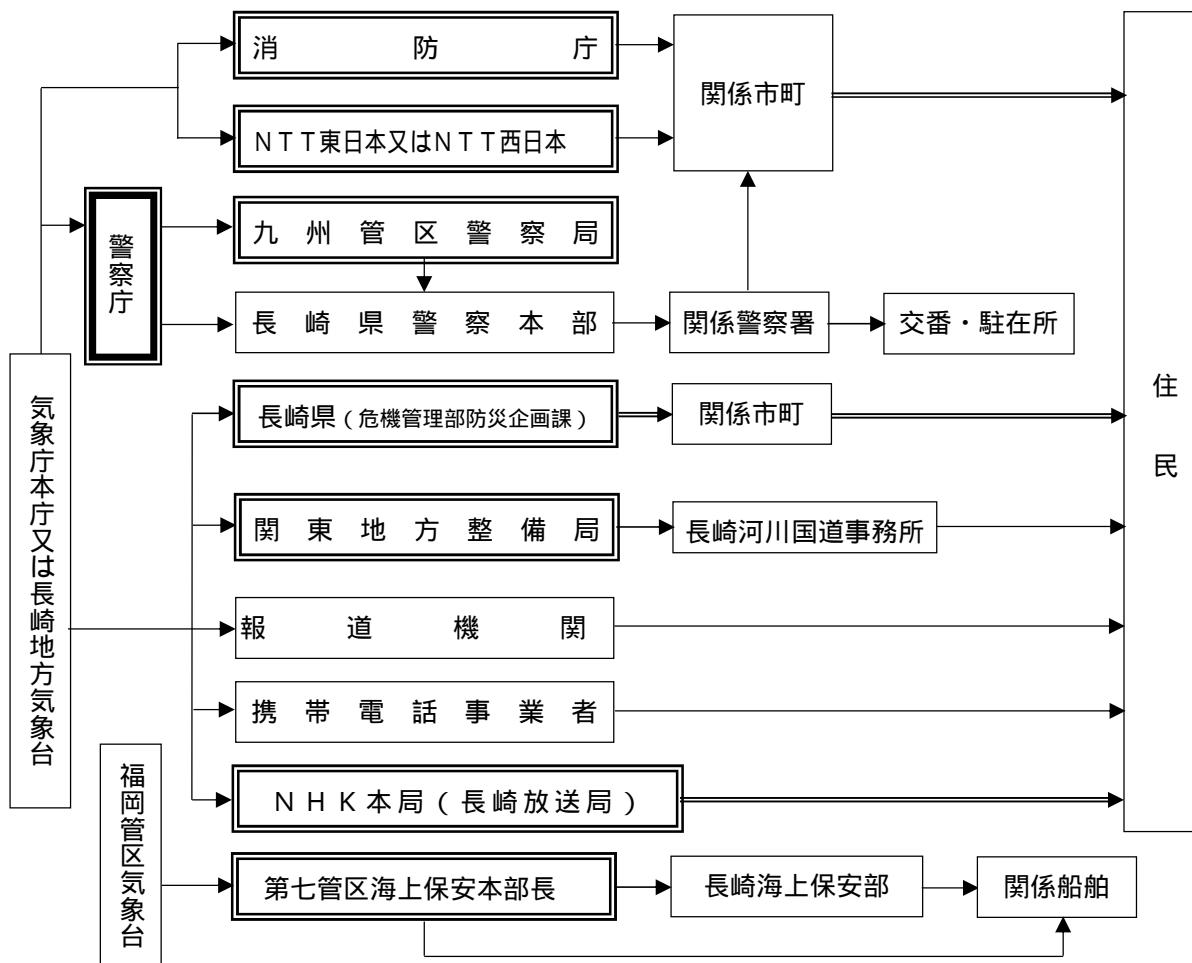


注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

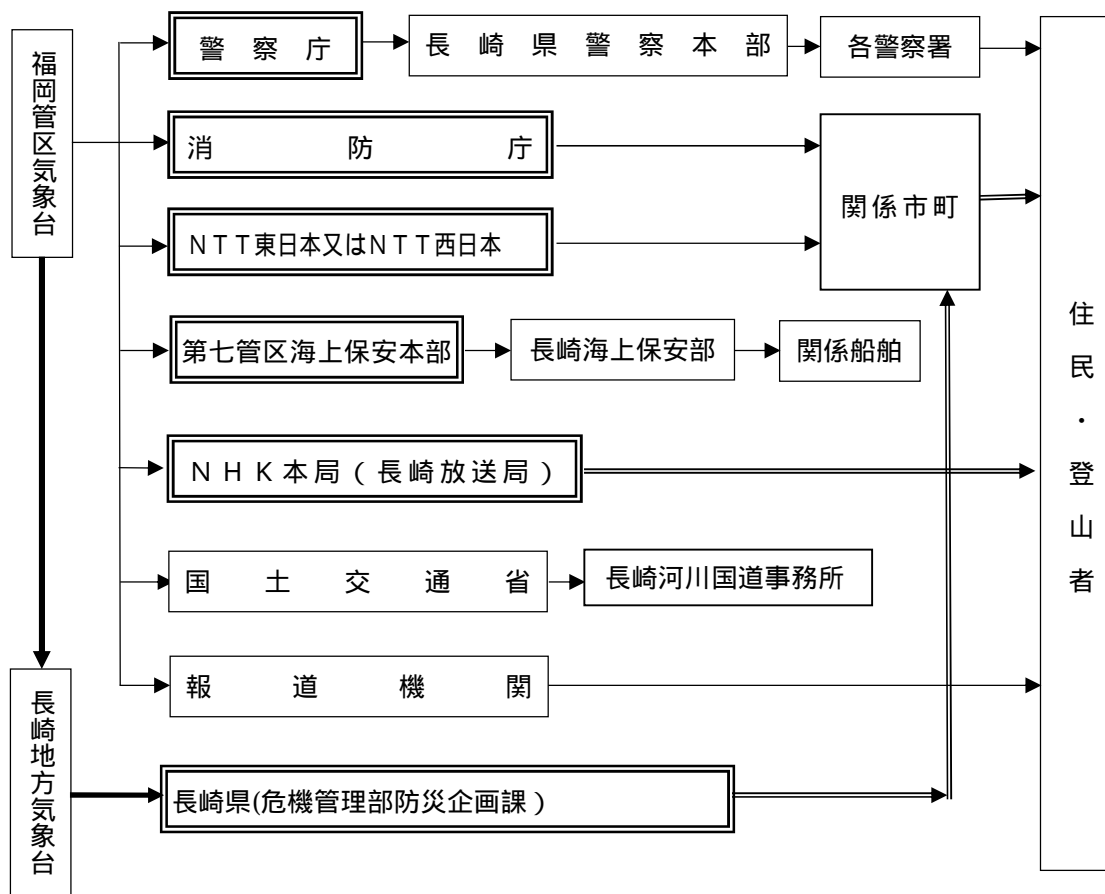
注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達システムのほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

津波警報等の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表された場合。
- 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

噴火予報・警報の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- 注3) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記したものに限り。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路

第4節 車両の安全性の確保

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>自動車の検査、点検整備及び車両・自転車の安全性の確保 (長崎運輸支局) (自動車事故対策機構) (交通企画課) (交通指導課)</p>	<p>1 自動車の検査体制の充実 (1) 指定自動車整備事業者に対し、定期監査、若しくはパトロール監査を1事業場当たり年2回目標に実施する。 (2) 自動車特定整備事業者のうち、新規に認証工場となった事業場、車両検査結果の不良な事業場等に対して、立入監査を実施する。 (3) 整備工場の自動車検査員並びに整備主任者研修の内容の充実を図る。</p> <p>2 自動車の点検整備の徹底 (1) 自動車使用者の保守管理意識の高揚を図る。 (2) 定期点検整備の徹底並びに整備不良車等を排除するため街頭検査を実施する。 (3) 自動車の点検及び整備を管理する整備管理者の研修内容の充実を図る。</p> <p>3 自動車整備事業の整備技術の向上 (1) 自動車整備従事者の質的向上を図るため、自動車整備士試験を年1回実施する。 (2) 自動車の新技術に対応するため、整備専門工場を対象とした技術研修を実施するとともに、技術相談窓口の利用促進を図る。</p> <p>4 自転車の安全性の確保 自転車の安全利用を確保するため、二輪車自転車商協同組合などと協力して自転車の点検整備の徹底を目的として、自転車安全整備士制度の拡充とTSマークの普及や街頭一斉点検などの運用強化及び損害賠償責任保険等への加入促進を図り、自転車利用者に対して安全意識及び点検整備意識の徹底を期する。</p> <p>5 自動車アセスメント情報の提供 より安全な自動車の普及や研究開発を促進するとともに、自動車ユーザー等の安全意識の向上を図るため、現在国内で市販されている自動車の安全性能について、試験などによる評価を行い、その結果を「自動車アセスメント情報」として情報提供する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(1) 衝突安全性能試験</p> <p>(2) 電気自動車等の衝突時における感電保護性能試験</p> <p>(3) 歩行者頭部保護性能試験</p> <p>(4) 歩行者脚部保護性能試験</p> <p>(5) ブレーキ性能試験</p> <p>(6) 後席シートベルト使用性評価試験</p> <p>(7) シートベルトリマインダー評価試験</p> <p>6 予防安全性能アセスメント情報の提供</p> <p>衝突が避けられない場合に自動でブレーキをかける技術などの先進安全技術を搭載した自動車の安全性能について「予防アセスメント情報」として情報提供し、安全運転サポート車の普及啓発を図る。</p> <p>(1) 衝突被害軽減制動制御装置性能試験</p> <p>(2) 車線逸脱警報装置性能試験</p> <p>(3) 後方視界情報提供装置性能試験</p> <p>(4) 高機能前照灯</p> <p>(5) ペダル踏み間違い時加速抑制装置</p> <p>7 チャイルドシートアセスメント情報の提供</p> <p>チャイルドシートの正しい使用法の啓発及びより安全なチャイルドシートの普及を図るため、市販のチャイルドシートについて安全性能評価試験を行い、その結果を「チャイルドシートアセスメント情報」として情報提供する。</p> <p>(1) 使用性能評価試験</p> <p>(2) 前面衝突試験</p> <p>(3) チャイルドシートの使い方</p>	(千円)

第5節 道路交通秩序の維持

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>1 交通指導取締りの強化 (交通指導課)</p>	<p>1 交通指導取締り体制等の確立</p> <p>(1) 交通死亡事故や重傷事故が多発傾向にある路線や時間帯等における交通指導取締り体制の強化を図る。</p> <p>(2) 速度違反取締り器材、飲酒検知器等の装備資器材や夜間取締りのための装備の充実を図る。</p> <p>2 交通事故に直結する悪質違反等の交通指導取締りの推進</p> <p>(1) 「安全で快適な交通社会」を確立するため、交通違反の発生場所、時間帯、原因となった違反等について分析の上、通学児童や高齢者等の安全確保、地域住民の要望等を勘案して効果的な交通指導取締りを実施する。</p> <p>(2) 違反の中でも特に交通ルールをあえて無視し、他のドライバーから見ても取り締まられることが当然と考えられるような飲酒運転、無免許運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反態様や県民から取締り要望の多い、迷惑性の高い違反態様に最重点をおいた指導取締りを実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、著しい速度超過については、県全体の道路、地域等の変化を踏まえた速度管理指針・速度取締り指針の検証を行い随時見直しを実施する。</p> <p>(3) 重大交通事故に直結する飲酒運転の根絶に向けた取締りの強化と飲酒運転を助長する酒類提供者、同乗者等をはじめとする共犯者の捜査を徹底する。</p> <p>(4) 市街地における危険性、迷惑性の高い駐停車違反の取締りを強化する。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、放置駐車違反については、運転者のほか、公安委員会による使用者に対する責任の追及を推進する。</p> <p>(5) 自転車利用者に「自転車は車両であること」の認識を持たせ、交通ルール・マナーを向上させるために、交通街頭活動における指導警告を推進し、違反行為を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせるなど、悪質性の高い自転車による交通違反や、いわゆる「ピスト」等にかかる制動装置不良自転車運転のような違反態様自体が危険を生じさせる恐れの高い違反行為について指導取締りを推進する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(6) 自動車の使用者等の下命、容認、両罰規定の適用その他共犯関係の捜査を徹底し、背後責任の追及を強化する。</p> <p>3 交通街頭活動の強化</p> <p>警察官による交通監視及び白バイやパトカーによる警戒など交通街頭活動を強化し、交通違反の指導取締り、子供・高齢者等の保護・誘導を行い交通事故の未然防止を図る。</p> <p>4 高速自動車国道等における効果的な交通指導取締りの推進</p> <p>高速道路等においては、重大な違反行為はもちろんのこと軽微な違反であっても重大事故に直結するおそれがあることから積極的に交通指導取締りを実施し、交通事故の未然防止を図る。</p> <p>また、高速道路等の特殊性を考慮し、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反の重点的な交通指導取締りを行い、構造的に行われる違反については、関係機関と連携を密にして背後責任を追及する。</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>2 交通事故及び各種交通犯罪捜査の強化 (交通指導課)</p>	<p>1 適正かつ迅速な事故事件捜査の推進</p> <p>(1) 交通事故事件の適正かつ迅速な捜査を推進するため、幹部の迅速な現場臨場及び適正な現場指揮を徹底し、事故捜査運営の適正化に努める。</p> <p>(2) 三次元レーザー計測図化システム、交通事故自動記録装置等の捜査用資機材の積極的かつ効果的な活用を図り、捜査の適正化、合理化、迅速化に努める。</p> <p>(3) 交通事故の背後にある使用者等の責任追及を徹底する。</p> <p>(4) 悪質・危険な運転行為による事故については、危険運転致死傷罪の確実な適用を図るとともに、いわゆる「あおり運転」に係る違反に対してはドライブレコーダー等客観的証拠の収集を行い、妨害運転罪等の適用を図る。</p> <p>2 ひき逃げ事件捜査の徹底と科学捜査の推進</p> <p>(1) ひき逃げ事件に当たっては、迅速な現場臨場の徹底と交通鑑識資機材や各種資機材を効果的に活用し、現場等での聞き込み、検索等の捜査を徹底する。</p> <p>(2) 綿密な現場捜査により微物資料などの採取を適正に行い、科学捜査研究所等との連携を図る等科学捜査を推進する。</p> <p>3 交通特殊事件の捜査</p> <p>(1) 交通事故を口実にした保険金詐欺事件、交通事故を偽装した殺人、傷害等の故意犯適用事件等の捜査を徹底する。</p> <p>(2) 自動車の継続検査をめぐる不正事件、整備不良車運転による事故事件、運転免許証の不正取得事件等の捜査を強化する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>3 暴走族対策の強化</p> <p>(交通・地域安全課)</p> <p>(交通指導課)</p> <p>(運転免許管理課)</p> <p>(長崎運輸支局)</p>	<p>1 暴走族の追放</p> <p>長崎県民交通安全推進要綱に定める推進要領に基づき、暴走族根絶三不運動の実践を県民に周知する。</p> <p>(1) 暴走族追放気運を高めるため広報活動を積極的に行う。</p> <p>(2) 家庭、学校、職場、地域等における青少年に対し適切な生活指導の推進を図る。特に、中学・高校生に対する暴走族加入阻止対策等を推進する。</p> <p>2 総合体制による取締り等の強化</p> <p>(1) 関係機関・団体が相互に連携し総合力を発揮した取締りを行う。</p> <p>(2) 共同危険行為等の禁止規定の積極的適用をはじめ、最高速度違反、信号無視、整備不良車運転等の悪質性・危険性の高い違反の取締りを強化し、単独または集団による暴走行為を防止するとともに、新規グループの結成阻止、グループの解体を推進する。</p> <p>(3) 不正改造車運転に対しては、整備不良車運転として検挙(告知)し、車両押収及び警察署長の整備通告の措置をとり、悪質なものは運輸支局長の整備命令書の交付を促す。</p> <p>(4) ナンバー隠ぺいした車(バイク)については、積極的に道路運送車両法及び長崎県道路交通法施行細則を適用し、検挙措置をとり、暴走行為の防止を図る。</p> <p>(5) 暴走族グループの実態解明をはじめ、構成員等に対する補導活動を強化して組織の解体を推進するとともに、新規グループの結成阻止、単独あるいは集団暴走行為の防止を図る。</p> <p>(6) 関係機関、団体等で構成されている「暴走族対策連絡協議会」との連携を図り、暴走族に対する総合的施策の効果的な促進に努める。</p> <p>3 行政処分及び再発防止措置の徹底</p> <p>暴走族に対する運転免許の行政処分については、同乗者を含めて迅速かつ厳正に行う。</p> <p>また、共同危険行為等禁止違反者に対する処分のほか、暴走行為に係る加重処分、あるいは危険性帯有者に対する処分を確実に行う。</p>	<p>(千円)</p>

第 6 節 救助・救急活動の充実

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>1 救助・救急体制の整備 (消防保安室)</p>	<p>1 各市町救助活動体制の整備 最近の交通事故に対応するため、救助用資器材の充実と整備を図る。</p> <p>2 市町救急業務実施体制の整備</p> <p>(1) 高規格救急車等各種救急業務施設・設備の整備促進</p> <p>(2) 救急隊員の養成 負傷者等の救命率の向上を図るため、消防学校において救急科を実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">救急科</p> <p>ア 期間 令和5年1月17日～同年3月8日</p> <p>イ 入校予定人員 47名</p> <p>ウ 主な講習内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急医学の基礎 ・ 応急処置の総論 ・ 病態別応急措置 ・ 実習 	<p>(千円)</p>
<p>2 救急医療体制の整備 (医療政策課) (消防保安室)</p>	<p>1 救急医療体制の整備</p> <p>(1) 初期救急医療体制の整備 休日、夜間における比較的軽症の救急患者に対応するため、県内12の郡市医師会ごとに在宅当番医制を実施し、救急医療体制の基盤としている。</p> <p>(2) 第二次救急医療体制の整備 初期の体制では応じきれない重症救急患者に対応するための第二次救急医療体制として、病院群輪番制病院38の病院が、県内8つの救急医療圏ごとに輪番制等の方式を定めて、その圏域に必要な診療機能及び専用病床を確保している。また、患者が第二次救急医療施設に集中した場合に備える補完体制として、県内に9の救急医療協力病院を設けている。</p>	<p>(千円)</p> <p>363,604</p> <p>(医療)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(3) 第三次救急医療体制の整備</p> <p>第二次救急医療体制でも対応が困難な重篤救急患者の受け入れに対応する第三次救急医療体制として、長崎医療センター、長崎大学病院、佐世保市総合医療センター及び長崎みなとメディカルセンターを整備し、より高度の診療機器と専門のスタッフによる24時間体制で万全を期している。</p> <p>(4) 救急医療情報システムの整備</p> <p>本システムは県内救急医療施設から患者搬送にあたる消防当局及びその他の医療施設等に救急患者の診療可否情報等を提供し、患者搬送が迅速に行われるよう有機的連携を図る。また、県民が携帯電話、インターネットで利用できる情報(休日在宅当番医情報)を提供し、患者がより適切な医療機関で、より迅速に診療が受けられるようにシステムの整備を図っている。</p> <p>(5) 離島救急医療体制の補完措置</p> <p>離島における重篤救急患者の医療を確保するため、救急患者を海上自衛隊のヘリコプター等で、本土の第三次救急医療施設へ搬送する体制を整備している。</p> <p>さらに、離島病院から救急患者を搬送する際に、適切な患者輸送を確保するため、CT画像等の画像伝送を行う離島医療情報システムを整備している。</p> <p>(6) ドクターヘリの配備</p> <p>救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリを配備している。</p> <p>2 その他の救急医療対策の推進</p> <p>(1) 救急医療関係協議会の開催</p> <p>救急医療対策の総合的な推進を図るため、長崎県保健医療対策協議会及び県内10地域に設置した地域保健医療対策協議会において、必要な協議、連絡、調整を行う。</p> <p>(2) メディカルコントロール協議会の開催</p> <p>病院前救護の充実及び救急隊員の質の向上を図るため、医療、消防、行政機関の代表者で構成するメディカルコントロール協議会を開催する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(3) 母体急変時の初期対応の強化</p> <p>周産期医療関係者に対し、妊産婦に起こりうる様々な急変の場面を想定し、標準的な母体救命法などをトレーニングするとともに、過去の症例を検証し普及啓発することで、効果的な母体救命システムの確立及び妊産婦への質の高い医療の提供を図る。</p>	(千円)
<p>3 長崎県防災ヘリコプター活動計画 (防災企画課)</p>	<p>防災ヘリコプターの活動</p> <p>用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策活動 ・救急活動 ・救助活動 ・火災防御活動 ・離島救急患者搬送 ・広域航空消防防災応援活動 ・防災航空隊の活動 ・一般行政活動 	<p>(千円)</p> <p>939,375</p>

第 7 節 被害者支援の充実と推進

実 施 項 目 (事業主体)	実 施 事 業 の 内 容	予 算 額
<p>1 無保険車両対策の徹底 (交通指導課) (長崎運輸支局)</p>	<p>1 無保険車の運行防止 街頭取締りを強化し、自賠責保険加入の促進を図り、原動機付自転車等の無保険車の運行を防止する。</p> <p>2 自賠責保険加入の促進 (1) 二輪車普及安全協会と協力して、原動機付自転車等の無保険車指導員制度を強化し、巡回監視及びチラシの配布により自賠責保険加入の促進を図る。 (2) 市町が発行する広報紙等を通じて原動機付自転車等の自賠責保険加入をPRする。</p> <p>3 無保険車の運行取締り 日常の交通指導取締りを通じ車両検問を積極的に実施して無保険車両運行違反の取締りを強化する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
2 交通事故相談活動 の強化 (交通・地域安全課)	<p>交通事故相談業務の充実・強化</p> <p>(1) 交通事故被害者援護活動の促進強化を図り、県交通事故相談所の相談員による賠償問題等の総合的かつ公正適切な解決を図るための指導、助言、関係機関への連絡紹介等を行うため、相談員を各種研修会等へ積極的に参加をさせ、資質の向上に努める一方、各種法的相談に応じるため弁護士のアドバイスを受け相談内容の充実を図る。</p> <p>また、利用者の利便を考慮し、定期的に県内各地域において交通事故巡回相談を実施する。</p> <p>(2) 交通事故の初期相談に対応できるよう市町の窓口を整備する。</p> <p>(3) 県、市町等の広報及び警察・報道機関等を通じて、県民に交通事故相談業務の周知徹底を図る。</p>	(千円) 5,237

相談所名	相談日	相談時間	
県交通事故相談所	月曜日～金曜日	午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)	
巡回相談	諫早市役所	奇数月の第3火曜日	午前10時～午後3時
	大村市役所	偶数月の第4火曜日	〃
	島原市役所	偶数月の第4木曜日	〃
	平戸市役所	4月、10月	〃
	松浦市役所	7月、1月	〃
	県北振興局	毎月 第2木曜	〃

五島、新上五島、壱岐、対馬は年1回巡回相談(午前10時～午後3時)を実施
隔月(偶数月)毎月1回午後1時から午後3時まで弁護士が来所し各種アドバイスを実施
巡回相談は事前予約制(相談日の2日前までに予約)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>ア 介護料：月額で支給する。但し、その月の介護に要した費用（訪問看護、介護用品購入等）の負担額が上限額までの範囲内で支給額となる。</p> <p>常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」であると認められた方 85,310円 ～ 211,530円</p> <p>上記 以外で常時の介護が必要な方 72,990円 ～ 166,950円</p> <p>随時の介護が必要な方 36,500円 ～ 83,480円</p> <p>イ 支給期間は、申請受付のあった日の属する月から、支給すべき事由がなくなった日の属する月まで</p> <p>(6) 「自動車事故対策機構交通遺児友の会」の行事として、友の会の集い、絵画・書道・作文等の作品コンテストを実施する。</p>	

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>4 交通事故被害者等 に対する支援活動の 強化</p> <p>(交通・地域安全課) (交通指導課) (運転免許管理課)</p>	<p>【交通事故被害者等の心情に配慮した支援の推進】</p> <p>関係機関・団体と連携し被害者等の心情に配慮した相談業務を推進する。</p> <p>被害者等に対し交通事故の概要、捜査経過、事件処理結果等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ、保険制度、援助・救済制度、相談窓口等をまとめたリーフレット「被害者の手引き（交通事故にあわれた方へ）」を、交通事故に遭遇し困惑している遺族や被害者に配布する。</p> <p>特にひき逃げ、交通死亡事故等の被害者、遺族等には、被害者連絡制度に基づき被疑者の検挙、送致状況等の連絡を確実に行う。</p> <p>行政処分の執行に関する情報についても、交通死亡事故被害者の遺族等からの問合せに応じ、適切な提供を行う。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(松浦鉄道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レール重軌条化 L = 704 m ・TPCマクラギ化 692本 ・木マクラギ更新 2,609本 ・法面固定 1箇所 ・踏切保安設備器具箱更新 3箇所 ・橋りょう整備 1箇所 ・トンネル整備 1箇所 ・橋りょう塗装 1箇所 ・通信線更新 1箇所 ・信号線更新 3箇所 ・踏切しゃ断器更新 4箇所 ・信号機更新 4箇所 ・転てつ機更新 1箇所 <p>(長崎電気軌道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軌道設備工事等 5件 L = 1,075.0m (単線換算) ・主要交差点及び踏切箇所保安装置設置工事等 2箇所 	<p>(千円)</p> <p>51,190</p> <p>29,650</p> <p>66,914</p> <p>10,000</p> <p>10,866</p> <p>4,400</p> <p>1,090</p> <p>15,200</p> <p>6,686</p> <p>11,176</p> <p>3,166</p> <p>2,645</p> <p>995</p> <p>212,234</p> <p>216,912</p> <p>0</p>
<p>2 運転保安設備の整備</p> <p>(九州運輸局)</p> <p>(九州旅客鉄道株式会社)</p> <p>(島原鉄道株式会社)</p> <p>(松浦鉄道株式会社)</p> <p>(長崎電気軌道株式会社)</p>	<p>(九州運輸局)</p> <p>曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置(A T S 1)等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの(2)の整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。</p> <p>1 Automatic-Train-Stop</p> <p>2 1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>3 鉄道構造物の耐震性の強化</p> <p>(九州運輸局)</p> <p>(九州旅客鉄道株式会社)</p> <p>(島原鉄道株式会社)</p> <p>(松浦鉄道株式会社)</p> <p>(長崎電気軌道株式会社)</p>	<p>切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</p>	<p>(千円)</p>

第 2 節 鉄道の安全な運行の確保

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>1 乗務員及び保安要員の教育の充実と資質の向上</p> <p>(九州運輸局) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社) (長崎電気軌道株式会社)</p>	<p>鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図る。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、科学的な適性検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。</p> <p>また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p> <p>(九州旅客鉄道)</p> <p>(1) 運転管理者及び乗務員指導管理者による教育訓練体制及び教育内容の確認による教育成果の向上を図る。</p> <p>(2) 乗務員等に対する特定教育訓練の実施</p> <p>(3) 各種研修や異常時訓練等による実践的な教育・訓練の実施</p> <p>(島原鉄道)</p> <p>(1) 職場長会議の開催</p> <p>(2) 添乗により基本動作の励行の徹底指導</p> <p>(3) 異常時の連絡体制の再確認及び実技訓練の実施</p> <p>(松浦鉄道)</p> <p>(1) 運転士の定例教育訓練の実施 (年 4 回実施)</p> <p>(2) 運転指令員の定例教育訓練の実施 (年 2 回実施)</p> <p>(3) 異常時運転取扱い実設訓練の実施 (年 1 回実施)</p> <p>(4) 緊急地震速報防災訓練の実施 (年 1 回実施)</p> <p>(5) 各種委員会の開催</p> <p style="padding-left: 2em;">全体会議、現場連絡会議、安全衛生委員会、車両課会議、工務課会議の実施 (月 1 回実施)</p> <p>(6) 運転関係従事者の適性検査の定期的な実施</p> <p>(7) 添乗指導による個人把握</p> <p>(長崎電気軌道)</p> <p>(1) 一般教育訓練 (係員研修会、速度感養成研修会、夏期業務研修会、年末業務研修会、初年者業務研修会、若年期生業務研修会、熟年者業務研修会、接遇研修会、ヒューマンエラー対策研修会)</p> <p>(2) 異常時想定訓練 (消火訓練、情報伝達訓練含む)</p> <p>(3) 交通専門官による交通安全講習会</p> <p>(4) 個人形式教育</p> <p>(5) 班別ミーティング (年 3 回実施)</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(6) 事故防止研究会(事故惹起者のみ実施)</p> <p>(7) ヒューマンエラー対策研修会</p> <p>(8) 立哨・添乗教育</p> <p>(9) 単独常務から1年未満の運転士に対し定期的な面談及びドライブレコーダーを使用した教育</p>	(千円)
<p>2 列車の運行及び乗務員等の管理の改善</p> <p>(九州運輸局)</p> <p>(九州旅客鉄道株式会社)</p> <p>(島原鉄道株式会社)</p> <p>(松浦鉄道株式会社)</p> <p>(長崎電気軌道株式会社)</p>	<p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> <p>大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生じるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。</p> <p>乗務員等の管理については、乗務員等がその職務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実にを行うなどにより、職場における安全管理を徹底する。</p> <p>(九州旅客鉄道)</p> <p>(1) ダイヤの乱れ事故の発生等に対する迅速かつ適切な措置を講じるため、列車の運行状況等を的確に把握し運行管理体制の充実を図る。</p> <p>(2) 乗務員等の管理について、厳正な点呼等の実施による心身状態の把握</p> <p>(島原鉄道)</p> <p>(1) 厳正な出勤、退勤点呼の実施</p> <p>(2) 関係各所への連絡の徹底指導</p> <p>(3) 異常時における的確な指示の徹底</p> <p>(4) 事故等が発生した場合の旅客への情報提供を九州のりものinfoや自社ホームページ等を活用して的確な情報を提供する。</p> <p>(5) 出勤前に自宅で検温して発熱の有無を確認する。</p> <p>(6) 定期的に手洗いや手指の消毒を行う。</p> <p>(7) 職場の窓を開けて換気する。また、共有する物品(アルコ</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>ール検知器等)は、その都度、消毒する。</p> <p>(8) 適切な距離をとり、運行管理者と乗務員の間はアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。</p> <p>(9) 運転士はマスクを着用する。また、定期的に車内の窓を開け換気に心がける。</p> <p>(松浦鉄道)</p> <p>事故発生時における迅速かつ適切な処置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実を図る。</p> <p>また、運転士等の就業時における心身状態の把握に努め、職場における安全管理の徹底を図る。</p> <p>(長崎電気軌道)</p> <p>(1) リスク情報の分析活用</p> <p>社内にヒヤリハット・改善提案の投函箱を設置し、投函された安全に関する報告及び改善提案意見等の調査、対策検討を実施。</p> <p>また、パソコンや携帯電話による投函システムを構築。</p> <p>なお、発信元のアドレスは秘匿となっているので、更なる投函を推進。</p> <p>(2) 重大事故等が発生した場合の適切な対応</p> <p>九州のりもの info、自社ホームページ、SNS、電車位置情報配信サービス等を活用した的確な運行情報の提供</p> <p>(3) 鉄道事故等の原因究明と再発防止</p> <p>運転事故等が発生した場合、原因究明、分析を行い、効果的な再発防止対策等を社内事故防止委員会にて検討</p> <p>(4) 運転従事員の運転適性及び心身状態の把握</p> <p>出勤時の点呼において心身状態の確認及び検温の実施を図ると共に、定期健康診断を年に2回実施し、診断結果による健康管理指導の実施</p> <p>(5) 勤怠管理システムによるアルコール・体温管理の実施</p> <p>(6) 車両の運行管理</p> <p>IoTを活用した車両の位置情報の取得による管理の徹底</p> <p>運行管理システム(本社:車両位置情報)</p> <p>配車支援システム(車両遅延、車両管理)</p> <p>電停サイネージ(電停:車両位置情報)</p>	(千円)

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>3 鉄道交通の安全に関する知識の普及 (九州運輸局) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社) (長崎電気軌道株式会社)</p>	<p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。</p> <p>このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、鉄道事業者・携帯電話事業者等が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うなど広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会をとらえ、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について、分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p> <p>(九州旅客鉄道)</p> <p>(1) 沿線学校、道路運送事業者等に対する踏切事故防止運動の実施</p> <p>(2) 春・秋の全国交通安全運動期間中における、踏切事故防止キャンペーンの実施</p> <p>(3) 踏切道における非常押しボタン等の安全設備について、わかりやすい表示の整備等の実施</p> <p>(島原鉄道)</p> <p>(1) 沿線各学校に交通安全の指導協力の要請</p> <p>(2) 街頭活動によるチラシ配布</p> <p>(3) 駅及び車内放送により事故防止のPR</p> <p>(4) 立看板、ポスター等によるPR</p> <p>(松浦鉄道)</p> <p>(1) 春・秋の全国交通安全運動期間中に交通量の多い踏切で、一旦停止を呼びかけ、踏切の安全通行に対する啓発活動を推進する。</p> <p>(2) 列車見張員資格認定講習会を実施する。</p> <p>(3) 沿線の小中学校に対し、線路内立入や置石等の列車妨害を防止するため、鉄道の安全運行に関する広報活動を推進する。</p> <p>(4) 飲酒運転の撲滅を醸成していくため、飲酒の機会が多い年末に飲酒運転撲滅キャンペーン列車「シンデレラ号」を運行する。</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>(長崎電気軌道)</p> <p>(1) 交通安全標語入り大型看板掲出電車の運行</p> <p>(2) 電車車内に交通安全標語入りポスターの掲示(自社作成)</p> <p>(3) 沿線主要停留場へ立看板の設置</p> <p>(4) 「交通安全運動」入り胸章又は肩章の着用(全社員)</p> <p>(5) イベント時に安全啓発グッズを配布</p>	
<p>4 気象情報等の充実</p> <p>(長崎地方气象台)</p> <p>(九州旅客鉄道株式会社)</p> <p>(島原鉄道株式会社)</p> <p>(松浦鉄道株式会社)</p> <p>(長崎電気軌道株式会社)</p>	<p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう特別警報・警報予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、第1章第3節4の「3 気象庁が行う道路交通の安全に関する施策」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提</p>	<p>(千円)</p>

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
	<p>供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p> <p>なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p> <p>(九州旅客鉄道)</p> <p>(1) 異常時連絡体制及びマニュアル等の点検整備</p> <p>(2) 鉄道気象情報等を活用した確実な気象情報の把握と迅速な連絡体制の確立</p> <p>(3) 「大規模災害」を想定した訓練の実施による異常時対応能力の向上</p> <p>(島原鉄道)</p> <p>各気象情報を確実に把握し、関係各所への迅速な情報伝達の遂行</p> <p>(松浦鉄道)</p> <p>(1) 確実な気象情報及び災害発生情報の収集に努め、関係箇所への迅速な伝達体制の確立を図る。</p> <p>(2) 気象異常時における運転取扱を一層習熟するために教育訓練の充実を図る。</p> <p>(長崎電気軌道)</p> <p>(1) 異常時連絡体制及びマニュアルの点検整備</p> <p>(2) 風速計の点検整備</p> <p>(3) 監視カメラによる主要電停の監視及び点検整備</p> <p>(4) 異常時想定訓練（消火訓練・情報伝達訓練含む）</p>	

第3節 救助・救急活動の充実

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>救助・救急体制の充実</p> <p>(九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社) (長崎電気軌道株式会社)</p>	<p>鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。</p> <p>(九州旅客鉄道)</p> <p>(1) 警察・消防機関に異常時想定訓練への参加要請を行うなど、連携・協力体制の強化を図る。 (2) 鉄道警察隊との定期的な情報交換を実施</p> <p>(島原鉄道)</p> <p>県央消防本部、島原消防本部との鉄道災害に係る覚書に基づき、異常時の連絡体制及び異常時想定訓練を合同で実施する。</p> <p>(松浦鉄道)</p> <p>(1) 消防機関と鉄道事業者による災害救助活動における安全を確保するため、連携の強化を図る。 (2) 連絡通報体制を確立する。</p> <p>(長崎電気軌道)</p> <p>(1) 長崎市消防局との連携に関する覚書を確実に遂行し、協力体制の強化を図る。 (2) 異常時連絡体制及びマニュアルの点検整備 (3) 異常時想定訓練 (消火訓練・情報伝達訓練含む)</p>	<p>(千円)</p>

第3章 踏切道における交通の安全に関する施策

第1節 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
1 踏切道の立体交差化 (九州運輸局) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社)	遮断時間が特に長い踏切道(開かずの踏切)や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。	(千円)
2 踏切道の構造改良の促進 (道路維持課) (交通規制課) (九州運輸局) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社)	自動車が行き交う踏切道であって、踏切道の幅員が接続する道路の幅員よりも狭いもの等について、構造の改良を強力的に促進する。 狭隘な踏切道における歩行者安全対策のための構造改良等を強力的に推進する。 (九州旅客鉄道) ・ 長崎旧線 高田～道ノ尾間 高田踏切拡幅 ・ 長崎本線 喜々津構内 化屋踏切拡幅 ・ 佐世保線 早岐～大塔間 陣ノ内踏切拡幅	(千円)

第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
<p>1 踏切保安設備の整備促進</p> <p>(九州運輸局) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社)</p>	<p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。</p>	<p>(千円)</p>
<p>2 踏切道の交通規制の強化</p> <p>(道路維持課) (交通規制課) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社)</p>	<p>道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の高輝度化による視認性の向上を図る。</p>	<p>(千円)</p>

第3節 踏切道の統廃合の促進

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
踏切道の統廃合の促進 (九州運輸局) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社)	踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。	(千円)

第4節 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

実施項目 (事業主体)	実施事業の内容	予算額
その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置 (交通指導課) (交通規制課) (九州運輸局) (九州旅客鉄道株式会社) (島原鉄道株式会社) (松浦鉄道株式会社) (長崎電気軌道株式会社)	緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを適切に行う。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。 踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。 また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。 (長崎電気軌道) (1) 必要に応じたストップマークの貼付、「とまれ」標示の点検整備の推進	(千円)

	<p>(2) 踏切内、路面青色塗色の点検整備により、踏切箇所の明確化を図る。</p> <p>(3) 立哨・添乗教育により、防衛運転の意識高揚を図る。</p> <p>(4) 必要に応じ道路管理者立会いのもと道路診断を実施</p>	
--	---	--

